

国立研究開発法人農業環境技術研究所職員給与規程

13農環研第17号

平成13年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業環境技術研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第68条の規定に基づき、国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「研究所」という。）の職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当及び特定任期付職員業績手当とする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給の月額及び各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 一般職員俸給表（別表第1）
- 二 技術専門職員俸給表（別表第2）
- 三 研究職員俸給表（別表第3）
- 四 任期付研究員（一）俸給表（別表第4）
- 五 任期付研究員（二）俸給表（別表第5）
- 六 特定任期付職員俸給表（別表第6）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は全ての職員に適用する。

3 職員（第1項第4号から第6号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員等」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職

務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定する。

2 職員（任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（任期付研究員等が前条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、その者の同日前における直近の人事評価（職員就業規則第75条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降における勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者、研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者にあつては、3号俸）とすることを基準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高号俸を超えて行わないものとする。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

第7条 任期付研究員（一）俸給表の適用を受ける職員又は任期付研究員（二）俸給表の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条 特定任期付職員俸給表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

第8条の2 職員就業規則第15条の2第1項の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再雇用職員欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第8条の3 職員就業規則第15条の2第2項に規定する再雇用短時間勤務職員の俸給月額、前条の規定にかかわらず、この規定による俸給月額に、職員就業規則第40条第1項の規定によりその者に定められた勤務時間を同項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

第8条の4 職員就業規則第63条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該職員の俸給表に掲げる額に算出率を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第9条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日以外の日。以下「支給日」という。）にその月の月額の全額を支給する。

第10条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職（死亡による退職を除く。）をし、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条第1項及び同規則第52条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（俸給の特別調整額）

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、理事長が別に定めるところにより俸給の特別調整額を支給する。

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

二 室の業務を統括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

三 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第19条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当が含まれるものとする。

3 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

(扶養手当)

- 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員及び任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、理事長が定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれその者が退職をし、又は解雇にされた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した

後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

- 第13条 研究所の所在地である茨城県つくば市における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。
- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。
- 3 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により職員（再雇用職員を除く。）となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-49-40（人事院規則（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関、同条に規定する官署又は同規則第4条に規定する空港の区域（同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）に在勤していた者で、当該採用の直後の地域手当の支給割合（以下この項において「採用後の支給割合」という。）が採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）及び同規則の規定を適用して得られる支給割合（理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下「給与法による支給割合」という。）に達しないときは、第2項の規定にかかわらず、採用の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合（採用後の支給

割合が当該採用後に改定された場合にあっては、当該改定後の採用後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合 (給与法による支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合。次号において同じ。)
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。) 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員(再雇用職員及び任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。)に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。)
 - 二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
 - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
 - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

ア	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該人事交流等により職員となった直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下

同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。その他前段の通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額について準用する。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 5 通勤手当が支給される職員につき、退職又は解雇その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には理事長が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。また、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても、同様とする。
- 7 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職をし、又は解雇にされた場合においてはそれぞれの者が退職をし、又は解雇にされた日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 8 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

第16条 国家公務員等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員（再雇用職員を除く。以下この条において同じ。）で、当該人事交流等により職員となった直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

4 単身赴任手当の支給の始期及び終期については、前条第7項及び第8項の規定を準用する。この場合において、同条第7項及び第8項中、「通勤手当」とあるのは「単身赴任手当」と、同条第7項中「第1項」とあるのは「第16条第1項」と、「前項」とあるのは「第16条第3項」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第16条の2 東日本大震災の発生に伴い、職員が次に掲げる東京電力株式会社福島第一原子力発電所の周辺区域において当該震災に対処するための作業に従事した場合には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（次項において「帰還困難区域」という。）

二 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前号に設定することとされた区域を除く。）（次項において「居住制限区域」という。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次表に掲げる作業を行う区域の区分に応じ、同表に定める額とする。

作業を行う区域	手当額
---------	-----

帰還困難区域	屋外 6, 600円	屋内 1, 330円
居住制限区域	屋外 3, 300円	屋内 660円

- 3 同一の日において、前項の表における作業のうち2以上の区分で作業に従事した場合においては、当該2以上の区分での作業に係る手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しない。
- 4 第2項に掲げる作業のうち屋外において行う作業に従事した時間（前項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の支給額は、上表の区分により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第17条 職員（次項に掲げる職員を除く。）が正規の勤務時間（職員就業規則第40条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員就業規則第45条の規定により裁量勤務（同条に規定する裁量勤務をいう。）をする職員（以下「裁量勤務職員」という。）が勤務日（同規則第43条第1項及び第52条第1項に規定する休日以外の日をいう。）において勤務しないときは、休暇による場合その他の勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しなかった日1日につき、第21条に規定する1時間あたりの給与額に7.75を乗じて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額して支給する。

（給与の半減）

第18条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

（超過勤務手当）

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤

務については、超過勤務手当は支給しない。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。）における勤務 100分の150

二 休日（職員就業規則第43条第1項に規定する休日をいう。次号において同じ）のうち法定休日（同規則第43条第2項に規定する休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

三 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135

イ 深夜における勤務 100分の160

2 前項の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員がした正規の勤務時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初日からその月の末日までの期間をいう。）の初日から起算して60時間を超えたときは、その60時間を超えて勤務した全時間に係る同各号の規定の適用については、同項第1号ア中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、同号イ中「100分の150」とあるのは「100分の175」と、同項第2号ア及び第3号ア中「100分の135」とあるのは「100分の160」と、同号イ及び第3号イ中「100分の160」とあるのは「100分の185」とする。

3 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間に対して、1時間につき、第21条に規定する1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第1号アに掲げる勤務にあつては、第11条第3項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。

5 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項第1号の規定の適用については、同項ア中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同号イ中「100分の150」とあるのは「100分の125」とする。

6 職員就業規則第52条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第2号に掲げる場合にあつては、当該振り替えて休日となった日）に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を取得した場合の当該休日に行った勤務に係る超過勤務手当の支給に当たっては、代休が同一月内に取得された場合に限り、これらの勤務の区分に応じた第1項及び第2項の規定に定める割合から同条第2項の規定により代休とした勤務日又は同条第3項の規定により代休とした勤務日の勤務時間に係る割合（100分の10

0) を減じた割合をもって算定することができる。

(端数計算)

第20条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同条第2項に規定する1時間当たりの給与額並びに前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により勤務1時間につき支給し、及び同条第3項の規定により1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第17条第1項及び第19条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第17条第2項及び第19条第3項に規定する1時間当たりの給与額は、俸給の月額及び俸給の月額に対する地域手当の月額、給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第16条の2に掲げる作業に係る特殊勤務手当が支給される場合にあってはその額)の合計額を、別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額とする。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。第25条まで及び第28条第7項において同じ。)をし、又は解雇(同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。第25条まで及び第28条第7項において同じ。)にされた職員(第28条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(理事長が別に定める特定管理職員(第25条において「特定管理職員」という。)にあっては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。
- 4 任期付研究員及び特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。
- 5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあっては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 6 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給の月額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 7 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる在職期間の区分は、当該採用前の機関に在職していた期間を職員として在職していた期間とみなした場合に得られる区分とする。

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第81条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職をし、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、研究所の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(任期付研究員等を除く。以下この条において同じ。)に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条第1項に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされた職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って得られる割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、研究所において支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当

該各号に掲げる額を超えないものとする。

一 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職をし、若しくは解雇にされ、又は死亡した職員にあっては、退職をし、若しくは解雇にされ、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員

当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定管理職員にあっては100分の45）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第22条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者の第2項に掲げる勤務期間の区分は、当該採用前の機関に勤務していた期間を職員として勤務していた期間とみなした場合に得られる区分とする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同各条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（任期付研究員業績手当）

第26条 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第7条の規定により俸給の月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第22条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 任期付研究員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

（特定任期付職員業績手当）

第27条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に、第8条の規定により俸給の月

額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第22条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

- 2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける俸給の月額に相当する額とする。

(休職者等の給与)

第28条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第55条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付金等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第7項」と読み替えるものとする。

(在籍派遣職員の給与)

第29条 職員就業規則第20条又は第21条の規定により派遣にされている職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の100以内を支給する。

(短期従事許可職員の給与)

第29条の2 職員が、短期従事(職員就業規則第38条の2に規定する短期従事をいう。)の許可を受けて勤務しなかった期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額を減額して給与を支給する。

- 一 裁量勤務職員以外の職員 その勤務しなかった期間の1時間につき、第21条の規定による勤務1時間当たりの給与額
 - 二 裁量勤務職員 その勤務しなかった期間の1日につき、第21条の規定による1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額
- 2 前項第1号に規定する勤務1時間当たりの給与額及び同項第2号に規定する1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(育児休業等職員の給与)

第30条 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業(職員就業規則第62条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある者には、同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある者には、職員就業規則第62条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 3 職員就業規則第63条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第21条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(介護休業等職員の給与)

第31条 職員就業規則第66条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第21条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

(給与の非常時支給)

第32条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の費用に充てるために給与の支払を請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの給与を日割り計算により支給する。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に

定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日13農環研第834号）

この規程は、平成13年11月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月20日14農環研第714号）

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日15農環研第12号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月29日15農環研第607号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第8条、第12条、第15条、第24条、第28条及び附則第8項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の見直し等）

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職} \\ \text{務の級における最高の号俸の額と} \\ \text{その1号下位の号俸との差額} \end{array} \right] \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給} \\ \text{月額（以下「旧俸給月額」という。）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者の属する} \\ \text{職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right]}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額}} + \left[\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の} \\ \text{属する職務の級における} \\ \text{最高の号俸の額} \end{array} \right]$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要

と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(調整手当に関する経過措置)

- 6 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の職員給与規程第12条第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(この職員が当該異動の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「支給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。)」とあるのは「支給割合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動又は採用の日から1年を経過する」とあり、同項第1号中「同日以後1年を経過する」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則 (平成16年5月11日16農環研第148号)

この規程は、平成16年5月11日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日17農環研第583号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の属する職} \\ \text{務の級における最高の号俸の額と} \\ \text{その1号下位の号俸との差額} \end{array} \right) \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{その者の施行日の前日における俸給} \\ \text{月額(以下「旧俸給月額」という。)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{施行日の前日におけるその者の属する} \\ \text{職務の級における最高の号俸の額} \end{array} \right)}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号下位の号俸との差額}} + \left(\begin{array}{l} \text{施行日におけるその者の} \\ \text{属する職務の級における} \\ \text{最高の号俸の額} \end{array} \right)$$

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第6条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に定める職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

附 則（平成18年3月31日17農環研第841号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定

める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(引継任期付研究員に適用する俸給表及び号俸の切替え)

- 6 引継任期付研究員（職員就業規則附則第2条の規定により同規則第5条第2号の規定により採用された職員となったものとされた者をいう。以下同じ。）に対する施行日以後におけるこの規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第5条第1項に掲げる俸給表の適用については、改正後の職員給与規程第5条第1項第5号に定める俸給表を適用するものとし、その者の施行日における号俸は、施行日の前日に廃止前の独立行政法人農業環境技術研究所任期付研究員及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（以下「旧任期付研究員等給与特例規程」という。）に基づきその者が受けていた号俸の数と同じ数の号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 7 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 8 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程又は旧任期付研究員等給与特例規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 9 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（附則第6項の規定により引き続き改正後の職員給与規程第5条第1項第4号から第6号までに定める俸給表の適用を受ける職員を含む。）で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 10 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 11 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認めら

れるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

12 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

- 一 改正後の職員給与規程第13条第2項から第3項まで、第22条第4項及び第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第25条第3項、第26条第2項及び第27条第2項に規定する俸給の月額
- 二 改正後の職員給与規程第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額
- 三 改正後の職員給与規程第18条の規定による給与の半減、同規程第28条第1項から第8項までに規定する休職者等の給与、同規程第29条に規定する在籍派遣職員の給与及び同規程第30条第1項から第2項までに掲げる育児休業職員の給与の額を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、それらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項	100分の12	100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

14 施行日の前日において、支給官署等（改正前の職員給与規程第12条第3項に規定する「支給官署等」をいう。）に在勤していた一般職給与法適用職員等（同項に規定する「一般職俸給表適用職員等」をいう。）が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第1

3条第3項の規定の適用については、同項中「人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署又は第4条に規定する空港の区域（同規則附則第2条の規定により地域手当を支給される地域又は官署を含む。以下「支給官署等」という。）」を「人事院規則9-49（調整手当）の全部を改正する人事院規則（人事院規則9-49-32）による改正前の人事院規則9-49（調整手当）第1条に規定する地域に所在する官署若しくは機関又は同条に規定する官署（同規則附則の規定により調整手当を支給される地域又は官署を含む。以下「旧支給官署等」という。）」と、「当該支給官署等に」を「当該旧支給官署等に」と、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）」とそれぞれ読み替えて適用する。

（研究員調整手当に関する経過措置）

15 附則第13項の規定により理事長が別に定める改正後の職員給与規程第13条第2項の地域手当の支給割合（以下「暫定支給割合」という。）が100分の10未満である間、研究員（同規程第5条第1項第3号から第5号までの俸給表の適用を受ける職員（同項第3号の俸給表の適用を受ける職員にあっては、その職務の級が1級である者を除く。）をいう。以下同じ。）には、附則第13項の規定により読み替えて適用する同規程第13条第3項の規定により100分の10以上の支給割合による地域手当が支給される期間を除き、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の10から暫定支給割合を減じた割合を乗じて得た月額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の研究員調整手当を支給する。

16 前項の規定により研究員調整手当を支給される研究員に対する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、同規程第2条第2項、第21条、第28条第3項から第6項まで及び第29条中「地域手当」とあるのは「地域手当、研究員調整手当」と、同規程第22条第4項「地域手当」とあるのは「地域手当及び研究員調整手当」と、同条第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第3項中「及びこれに対する地域手当」とあるのは「並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当」とする。

（任期付研究員業績手当に関する経過措置）

17 引継任期付研究員に対する施行日以後における改正後の職員給与規程第26条の規定の適用については、同条第1項中「任期付研究員業績手当の」とあるのは「任期付研究員業績手当（旧任期付研究員等給与特例規程第5条の規定による任期付研究員業績手当を含む。）の」と、「基準日の翌日」とあるのは「基準日（直近の当該手当が同条の規定による手当である場合にあっては、同条第1項に規定する基準日）の翌日」と、「第7条」とあるのは「第7条又は同規程第3条」とする。

(その他)

18 前各項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 給 表	旧 級	新 級
一般職員俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
10 級		
技術専門職員俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
研究職員俸給表	5 級	5 級
		6 級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21

11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				

33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上6月未滿	38	38	34	26
	6月以上9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上6月未滿	54	54	50	42
	6月以上9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上6月未滿	58	58	54	46
	6月以上9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上6月未滿	62	62	58	50
	6月以上9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上6月未滿	66	66	62	54
	6月以上9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上6月未滿	70	70	66	58
	6月以上9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上6月未滿	74	74	70	62
	6月以上9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上6月未滿	78	78	74	66
	6月以上9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69

22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上6月未滿	82	82	78	70
	6月以上9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73
23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上6月未滿	86	86	82	73
	6月以上9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	89	
	6月以上9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上6月未滿	98	98		
	6月以上9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113			
	3月以上6月未滿	114			
	6月以上9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上6月未滿	118			
	6月以上9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上6月未滿	121			
	6月以上9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 旧級が一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新級	
	経過期間	
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
2	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
3	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
4	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
5	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
6	3月未満	1
	3月以上6月未満	1
	6月以上9月未満	1
	9月以上12月未満	1
	12月以上	1
7	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
8	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9
9	3月未満	9
	3月以上6月未満	10
	6月以上9月未満	11
	9月以上12月未満	12
	12月以上	13
10	3月未満	13
	3月以上6月未満	14
	6月以上9月未満	15
	9月以上12月未満	16
	12月以上	17

11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9

22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

附 則（平成 19 年 3 月 27 日 18 農環研第 881 号）
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 28 日 19 農環研第 092819 号）
（施行期日）

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程附則の適用の特例）

2 施行日以降に独立行政法人農業環境技術研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 63 条第 1 項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、この規程による改訂前の職員給与規程附則第 9 項から第 11 項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第 9 条から第 18 条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 9 項	）には、俸給月額	以下「経過措置職員」という。）が、独立行政法人農業環境技術研究所職員就業規則第 63 条第 1 項の規程による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成 18 年 3 月 31 日において受けていた俸給の月額に同規則第 40 条第 1 項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第 10 項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

附 則（平成 19 年 11 月 30 日 19 農環研第 113004 号）
（施行期日等）

1 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」とい

う。)の規定(第22条第3項及び第25条第2項の改正部分を除く。次項において同じ。)は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

- 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(給与の内払)

- 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成20年4月1日20農環研第040111号)

(施行期日等)

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(研究員調整手当に関する経過措置)

- 平成18年4月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第16項の規定により、研究員調整手当を支給される研究員に対するこの規程による改正後の職員給与規程の適用に当たっては、同規程第22条第4項中「地域手当」とあるのは「地域手当並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当」と、同条第5項(第25条第4項において準用する場合を含む。)、第25条第2項及び同条第3項中「地域手当」とあるのは「地域手当並びに俸給の月額に対する研究員調整手当」とする。

(その他)

- 3 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年3月31日20農環研第033121号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日21農環研第052905号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月期に支給する期末手当、勤勉手当に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当に関する第22条第2項、同条第3項及び第25条第2項の適用については、第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120、」とあるのは「100分の110、」と、同条第3項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」と、第25条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 (平成21年11月30日21農環研第113003号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第30条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第28条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第29条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員若しくは同規程別表第4の俸給表若しくは同規程別表第6の俸給表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、

当該日のうち理事長が別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
研究職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（俸給の切替に伴う経過措置）

3 平成18年4月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第9項の規定の適用に当たっては、同項中「俸給の月額に達しないこととなる職員」とあるのは「俸給の月額（平成21年12月1日施行の職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給の月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの」とする。

（その他）

4 前2項に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 22 年 2 月 1 日 21 農環研第 020107 号）
この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 16 日 21 農環研第 031621 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日 22 農環研第 113002 号）
（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（55 歳を超える職員の俸給月額減額支給等の措置）

2 当分の間、職員（この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 22 条第 2 項に定める特定管理職員（以下この項及び第 6 項において「特定管理職員」という。）うち、その号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項、次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第 18 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第 5 項及び第 6 項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第 5 項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 第 22 条第 1 項における基準日（以下この号において「基準日」という。）現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額と同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る改正

後の職員給与規程第22条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る改正後の職員給与規程第22条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 第25条第1項及び改正後の職員給与規程第25条第2項における基準日（以下この号において「基準日」という。）現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る改正後の職員給与規程第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びに当該俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る改正後の職員給与規程第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第28条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第28条第1項又は第2項 前各号に定める額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額

イ 第28条第3項又は第4項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第28条第5項 第1号から第2号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第28条第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第28条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（育児短時間勤務職員に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員に対する附則第2項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額（）」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「俸給月額並びに）」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに）」と、「俸給月額に）」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に）」と、「俸給月額減額基礎額並びに）」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額並びに）」と、「俸給月額減額基礎額に）」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に）」とする。

5 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条、第19条、第29条の2、第30条又は第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

6 附則第2項の規定が適用される間、第25条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の職員給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日

後における最初の4月1日」とあるのは「改正後の員給与規程の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第30条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第28条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項若しくは附則第2項又は第29条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、平成18年4月1日施行の職員給与規程附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで

	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 号俸まで

二 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額

（俸給の切替に伴う経過措置）

- 9 平成 1 8 年 4 月 1 日施行の職員給与規程附則第 9 項の適用に当たっては、同項中「俸給の月額に達しないこととなる職員」とあるのは「俸給の月額（平成 2 1 年 1 2 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給の月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの」とする。また、同項中「その差額に相当する額を」とあるのは「その差額に相当する額（附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて得た額）を」とする。

- 一 平成21年12月1日施行の職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59
- 二 前号に掲げる職員以外の職員（職員給与規程第5の俸給表の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

（その他）

- 10 前9項に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則（平成22年12月22日22農環研第122202号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等の措置の読替え）

- 2 平成22年12月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第2項の規定の適用に当たっては、同項中「この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程という。」）第22条第2項に定める特定管理職員（以下この項及び第6項において「特定管理職員」という。）のうち、」とあるのは、「次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって」とする。

俸給表	職務の級
一般職員俸給表	6級
研究職員俸給表	5級

附 則（平成23年3月31日22農環研第033102号）

（施行月日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（給与半減の経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の職員給与規程第18条の規定の適用については、同条中「90日」とあるのは「1年」とする。

（平成22年12月1日施行の附則第6項の読み替え）

- 3 平成22年12月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程第6項の適用に当たっては、同項中「100分の0.975（特定管理職員にあつては、100

分の1.275)」とあるのは、「100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）」と「100分の65（特定管理職員にあっては100分の85）」とあるのは100分の82.5（特定管理職員にあっては100分の102.5）」と読み替える。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び又は同項第4号から第6号に掲げる俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において同規程第6条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 5 職員就業規則第63条第1項の規定による勤務している職員に対する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（その他）

- 6 前2項に定めるもののほか、前2項の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年9月30日 23農環研第093001号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 施行日から起算して2年間は、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第6条第5項の規定による昇給については、同項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）又はその他の能力の実証」とする。
- 3 平成24年1月1日に行われる改正後の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給については、同項中「同日前における直近の人事評価（職員就業規則第75条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）の結果及び当該人事評価の評価期間以降」とあるのは、「平成23年1月1日から同年9月30日までの期間」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 4 施行日から起算して2年間は、改正後の職員給与規程第25条第1項の規定の適用に

については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

- 5 研究職員俸給表の適用を受ける職員のうち、業績評価（独立行政法人農業環境技術研究所研究管理職員業績評価規程第2条及び独立行政法人農業環境技術研究所研究職員業績評価規程第2条に規定する業績評価をいう。）が実施される職員に対する勤勉手当の取扱については、当分の間、改正後の職員給与規程第25条第1項及び前項の規定にかかわらず、なお、従前の例により行う。

（その他）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年10月7日23農環研第100602号）

この規程は、平成23年10月7日から施行し、改正後の第16条の2の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年4月27日 24農環研第042704号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成18年4月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程（以下「平成18年改正規程」という。）附則第9項の規定の適用に当たっては、同項中「俸給の月額に達しないこととなる職員」とあるのは「俸給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの」とし、「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」、「相当する額」の下に「（平成23年1月1日施行の職員給与規程附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、次の各号を加える。
 - 一 平成21年12月1日施行の職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員（職員給与規程別表第5の俸給表の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.34

（給与の減額の措置）

3 施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規程第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が職員給与規程第18条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技術専門職員俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
研究職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
任期付研究員（一）俸給表	3号俸以下	100分の7.77
	4号俸以上	100分の9.77
任期付研究員（二）俸給表	全ての号俸	100分の7.77
特定任期付職員俸給表	4号俸以下	100分の7.77
	5号俸以上	100分の9.77

4 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の

支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当 当該職員の俸給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 六 職員給与規程第28条第1項から第7項まで又は第30条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからカまでに定める額
 - ア 職員給与規程第28条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から当該職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額
 - イ 職員給与規程第28条第3項又は第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第28条第5項 前項及び第2号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 職員給与規程第28条第6項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 職員給与規程第28条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
 - カ 職員給与規程第29条 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置）

- 5 特例期間においては、職員給与規程第17条、第19条、第29条の2、第30条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を、同条の規定で別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例）

- 6 特例期間においては、平成22年12月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程（以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の規定の適用を受け

る職員に対する第3項、第4項第2号から第4号及び第6号並びに前項の規定の適用については、第3項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第4項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号オ中「第3号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第3号」、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第2項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

- 7 附則第3項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 8 平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員（平成24年5月1日において、職員給与規程第5条第1項第1号から第3号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第4号から第6号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 9 平成25年4月1日において平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした

場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

10 平成26年4月1日において平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

11 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

12 平成24年6月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第28条第1項から第4項まで及び第6項若しくは第7項又は第29条、第30条第1項、平成22年改正規程附則第2項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成18年改正規程附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額（平成22年改正規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間に

において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

二 附則第 8 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日まで

の期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く。)が同月分として支給されることとなる俸給、地域手当の月額合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当の月額合計額を減じた額

(その他)

1 3 前各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則(平成24年10月30日 24農環研第103002号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年12月に期末手当が支給される職員(同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。)に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第22条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第28条第1項から第4項まで及び第6項若しくは第7項又は第29条、第30条第1項、平成22年12月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第2項第3号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、平成24年5月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第2項から第8項までの規定が同年4月1日から適用されていたとしたならば同月分として同第3項から第7項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附則(平成25年6月4日 25農環研第060403号)

この規程は、平成25年6月6日から施行する。

附則(平成25年9月3日 25農環研第090302号)

この規程は、平成25年9月3日から施行する。

附則(平成25年12月9日 25農環研第120901号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附則(平成26年3月31日 25農環研第033112号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者（同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成18年3月31日17農環研第841号）第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員をいう。）に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第2

2条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項から第7項まで、第28条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第29条、第30条第1項、平成22年12月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第2項第4号（22農環研第113002号）附則第2項第4号の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成26年6月1日（当該支給される期末手当について、職員給与規程第22条第1項後段又は第28条第7項の規定の適用を受ける職員にあつては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の合計額に100分の3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで

	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 2 1 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 7 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	5 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
研究職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
任期付研究員（一）俸給表		1 号俸から 3 号俸まで
任期付研究員（二）俸給表		全ての号俸
特定任期付職員俸給表		1 号俸から 3 号俸まで

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 26 年 12 月 1 日 26 農環研第 120105 号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第 22 条第 4 項及び第 25 条第 2 項の改正部分、附則第 4 項を除く。次項において同じ。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置)

- 4 平成23年4月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第3項の規定の適用に当たっては、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(その他)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年3月10日26農環研第0310111号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置)

- 2 平成23年4月1日施行の独立行政法人農業環境技術研究所職員給与規程附則第3項の規定の適用に当たっては、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の95」とする。

附 則 (平成27年11月9日27農環研第110904号)

- 1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

別記 1

別表第 1 一般職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
1 0	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
1 1	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
1 2	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
1 3	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
1 4	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
1 5	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
1 6	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
1 7	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
1 8	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
1 9	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
2 0	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
2 1	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
2 2	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
2 3	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
2 4	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
2 5	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
2 6	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
2 7	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
2 8	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
2 9	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
3 0	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
3 1	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
3 2	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
3 3	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
3 4	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
3 5	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
3 6	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
3 7	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
3 8	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
3 9	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
4 0	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
4 1	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
4 2	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
4 3	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
4 4	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		

4 5	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200
4 6	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400	
4 7	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100	
4 8	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900	
4 9	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500	
5 0	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200	
5 1	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000	
5 2	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800	
5 3	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400	
5 4	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200	
5 5	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000	
5 6	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600	
5 7	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200	
5 8	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000	
5 9	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800	
6 0	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600	
6 1	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200	
6 2	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600		
6 3	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200		
6 4	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800		
6 5	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100		
6 6	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700		
6 7	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400		
6 8	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900		
6 9	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400		
7 0	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100		
7 1	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800		
7 2	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500		
7 3	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000		
7 4	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700		
7 5	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400		
7 6	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100		
7 7	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600		
7 8	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100			
7 9	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800			
8 0	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500			
8 1	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000			
8 2	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700			
8 3	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400			
8 4	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100			
8 5	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600			
8 6	241,000	295,900	344,000	383,900				
8 7	241,700	296,200	344,500	384,500				
8 8	242,400	296,600	344,900	385,100				
8 9	243,100	296,900	345,200	385,800				
9 0	243,600	297,300	345,600	386,400				
9 1	244,100	297,700	346,100	387,000				
9 2	244,600	298,100	346,500	387,600				

9 3	244,900	298,200	346,700	388,300						
9 4		298,500	347,100							
9 5		298,900	347,600							
9 6		299,300	348,000							
9 7		299,500	348,100							
9 8		299,800	348,600							
9 9		300,200	349,100							
1 0 0		300,600	349,400							
1 0 1		300,800	349,700							
1 0 2		301,100	350,100							
1 0 3		301,500	350,500							
1 0 4		301,800	350,900							
1 0 5		302,000	351,400							
1 0 6		302,300	351,800							
1 0 7		302,700	352,200							
1 0 8		303,000	352,600							
1 0 9		303,200	353,100							
1 1 0		303,600	353,500							
1 1 1		304,000	353,900							
1 1 2		304,300	354,200							
1 1 3		304,400	354,700							
1 1 4		304,700								
1 1 5		305,000								
1 1 6		305,400								
1 1 7		305,600								
1 1 8		305,800								
1 1 9		306,100								
1 2 0		306,400								
1 2 1		306,800								
1 2 2		307,000								
1 2 3		307,300								
1 2 4		307,600								
1 2 5		308,000								
再雇用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考

- 1 他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で法人が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2 技術専門職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100
9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
1 0	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
1 1	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
1 2	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
1 3	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
1 4	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
1 5	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
1 6	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
1 7	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
1 8	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
1 9	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
2 0	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
2 1	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
2 2	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
2 3	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
2 4	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
2 5	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
2 6	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
2 7	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
2 8	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
2 9	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
3 0	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
3 1	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
3 2	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
3 3	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
3 4	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
3 5	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
3 6	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800
3 7	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
3 8	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
3 9	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
4 0	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
4 1	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
4 2	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
4 3	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
4 4	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300

4 5	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
4 6	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
4 7	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
4 8	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
4 9	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
5 0	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
5 1	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
5 2	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
5 3	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
5 4	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
5 5	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
5 6	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
5 7	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
5 8	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
5 9	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
6 0	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
6 1	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
6 2	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
6 3	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
6 4	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200
6 5	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
6 6	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
6 7	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
6 8	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
6 9	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
7 0	206,100	255,200	285,900	315,300	
7 1	206,500	255,800	286,700	315,800	
7 2	207,100	256,300	287,400	316,300	
7 3	207,700	256,600	288,200	316,600	
7 4	208,400	257,000	289,000	317,100	
7 5	209,100	257,500	289,800	317,600	
7 6	209,900	258,000	290,600	318,100	
7 7	210,200	258,600	291,200	318,300	
7 8	210,900	259,000	291,800	318,700	
7 9	211,600	259,500	292,300	319,100	
8 0	212,300	260,000	292,700	319,500	
8 1	213,000	260,300	293,100	319,900	
8 2	213,700	260,600	293,600	320,300	
8 3	214,400	260,900	294,100	320,700	
8 4	215,100	261,200	294,600	321,100	
8 5	215,800	261,400	295,000	321,400	
8 6	216,500	261,800	295,600	321,800	
8 7	217,200	262,100	296,200	322,200	
8 8	217,900	262,400	296,800	322,500	
8 9	218,400	262,600	297,100	322,800	
9 0	219,000	262,800	297,600	323,200	
9 1	219,600	263,200	298,100	323,500	
9 2	220,200	263,400	298,600	323,900	

9 3	220,600	263,700	299,000	324,100	
9 4	221,100	264,100	299,500	324,400	
9 5	221,600	264,500	300,000	324,700	
9 6	222,100	264,900	300,500	325,100	
9 7	222,700	265,100	300,800	325,400	
9 8	223,200	265,400	301,200	325,700	
9 9	223,700	265,600	301,700	326,000	
1 0 0	224,200	265,900	302,200	326,300	
1 0 1	224,800	266,200	302,600	326,600	
1 0 2	225,300	266,400	303,000		
1 0 3	225,900	266,700	303,400		
1 0 4	226,500	267,000	303,800		
1 0 5	226,900	267,200	304,100		
1 0 6	227,400	267,400	304,500		
1 0 7	227,900	267,700	304,900		
1 0 8	228,300	267,900	305,300		
1 0 9	228,500	268,200	305,600		
1 1 0	228,900	268,500	306,000		
1 1 1	229,400	268,800	306,400		
1 1 2	229,900	269,000	306,800		
1 1 3	230,300	269,200	307,000		
1 1 4	230,800	269,500	307,400		
1 1 5	231,300	269,700	307,800		
1 1 6	231,800	269,900	308,100		
1 1 7	232,100	270,200	308,400		
1 1 8	232,500	270,500	308,800		
1 1 9	232,900	270,800	309,100		
1 2 0	233,300	271,100	309,400		
1 2 1	233,700	271,200	309,600		
1 2 2		271,500	310,000		
1 2 3		271,800	310,300		
1 2 4		272,100	310,600		
1 2 5		272,200	310,800		
1 2 6		272,500	311,200		
1 2 7		272,800	311,500		
1 2 8		273,100	311,800		
1 2 9		273,200	312,000		
1 3 0		273,500	312,400		
1 3 1		273,800	312,800		
1 3 2		274,100	313,200		
1 3 3		274,200	313,400		
1 3 4		274,500			
1 3 5		274,800			
1 3 6		275,100			
1 3 7		275,200			
再雇用職員	191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考

農場作業員、動物飼育員、自動車運転手等その他これに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3 研究職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	531,600
2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	534,700
3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	537,900
4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	541,100
5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	544,200
6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	546,600
7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	549,100
8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	551,600
9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	554,000
10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	555,800
11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	557,700
12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	559,600
13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	561,400
14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	562,800
15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	564,200
16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	565,400
17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	566,600
18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	567,500
19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	568,400
20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	569,300
21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	570,300
22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	
23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	
24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	
25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200	
26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600	
27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200	
28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700	
29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200	
30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800	
31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400	
32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000	
33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300	
34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800	
35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300	
36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800	
37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200	
38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700	
39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100	
40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600	
41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900	
42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200	
43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400	
44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700	

4 5	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
4 6	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
4 7	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
4 8	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
4 9	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
5 0	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
5 1	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
5 2	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
5 3	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
5 4	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
5 5	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
5 6	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
5 7	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
5 8	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
5 9	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
6 0	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
6 1	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
6 2	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
6 3	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
6 4	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
6 5	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
6 6	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
6 7	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
6 8	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
6 9	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
7 0	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
7 1	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
7 2	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
7 3	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
7 4	264,100	322,600	394,000		
7 5	265,500	323,700	394,700		
7 6	266,900	324,800	395,400		
7 7	268,000	325,900	396,100		
7 8	269,200	326,900	396,700		
7 9	270,500	327,900	397,300		
8 0	271,800	328,900	397,900		
8 1	273,200	330,000	398,500		
8 2	274,500	330,800	399,200		
8 3	275,800	331,500	399,800		
8 4	277,100	332,300	400,400		
8 5	278,300	332,900	400,900		
8 6	279,500	333,400	401,500		
8 7	280,800	333,900	402,200		
8 8	282,100	334,400	402,900		
8 9	283,100	334,700	403,300		
9 0	284,300	335,200			
9 1	285,500	335,700			
9 2	286,700	336,200			

9 3	287,800	336,500				
9 4	288,800	336,900				
9 5	289,800	337,400				
9 6	290,800	337,900				
9 7	291,400	338,500				
9 8	292,300	339,000				
9 9	293,200	339,500				
1 0 0	294,100	340,000				
1 0 1	295,000	340,500				
1 0 2	295,700	341,000				
1 0 3	296,400	341,500				
1 0 4	297,100	342,000				
1 0 5	297,900	342,500				
1 0 6	298,400	342,900				
1 0 7	298,900	343,400				
1 0 8	299,400	343,900				
1 0 9	299,600	344,400				
1 1 0	300,000	344,800				
1 1 1	300,300	345,300				
1 1 2	300,600	345,700				
1 1 3	300,900	346,200				
1 1 4	301,200	346,600				
1 1 5	301,500	347,100				
1 1 6	301,800	347,500				
1 1 7	302,100	348,000				
1 1 8	302,500	348,400				
1 1 9	302,900	348,900				
1 2 0	303,300	349,300				
1 2 1	303,600	349,700				
再雇用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

備考

専門的科學知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

別表第4 任期付研究員（一）俸給表（第5条第1項第4号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000
7	905,000
8	1,005,000
9	1,105,000
10	1,198,000

備考 職員就業規則第5条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第5 任期付研究員（二）俸給表（第5条第1項第5号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

備考 職員就業規則第5条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

別表第6 特定任期付職員俸給表（第5条第1項第6号関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

備考 職員就業規則第5条第1項第3号の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

